

トンネル照明設備維持業務委託 特記仕様書

第1条 総則

- 1 本特記仕様書は、熊本県道路公社が委託する次の業務に適用する。
委託番号：松有道R07一委02号
委託名：トンネル照明設備維持業務委託
- 2 本業務委託にあたっては、本仕様書によるほか、一般的な事項については土木工事共通仕様書（熊本県土木部）によらなければならない。

第2条 留意事項

- 1 現場における対応
 - ① 業務着手に先立ち、施工方法、施工体制、施工工程、施工管理及び安全管理等について、監督員と協議すること。
 - ② 施工完了後、周辺の整理を完全に行うこと。
 - ③ 現場代理人若しくは主任技術者が必ず現場に常駐すること。
- 2 施工（一般事項）
 - ① 設計図書の内容と図面を十分に照査し、現場との整合を考慮するとともに、現場に適合しない場合は、事前に監督員と協議すること。
 - ② 施工立会及び段階確認等は、可能な予定日時について余裕をもって監督員に連絡すること。

第3条 作業内容

- 1 トンネル照明器具清掃
 - ① トンネル内の照明器具の清掃を行うものとする。
 - 1) 知十トンネル、西目トンネル、西の浦トンネルの3箇所を予定している
 - 2) 清掃作業は、夜間通行止により実施することを原則とする。
 - ・通行止期間については、令和7年10月初旬から11月末を予定している。
 - ・なお、詳細については決定次第通知する。
 - ・通行止時間は平日夜間 21:00～5:00を予定している。
 - 3) 作業工程表は監督員と協議を行うものとする。
- 2 道路情報提供装置点検整備
 - ① 知十トンネル内の道路情報提供装置点検整備を行うものとする。
 - 1) 知十トンネル内の2箇所を下記のとおり予定している
 - ・表示部の確認、電源電圧の確認、動作の確認（機側操作）、機器本体の清掃等を見込んでいる。
 - 2) 点検整備作業は、夜間通行止により実施することを原則とする。
 - ・通行止期間については、令和7年10月初旬から11月末を予定している。
 - ・なお、詳細については決定次第通知する。
 - ・通行止時間は平日夜間 21:00～5:00を予定している。

3 非常用発電機点検整備

① 松島道路管理事務所内の非常用発電機1台について点検整備を行うものとする。

1) 取替部品としては下記を見込んでいるが下記によりがたい場合は監督員と協議を行うものとする。

冷却水ヒーター1個・ボンネットパッキン1式・潤滑油フィルター1個・冷却水ホースセット1式・サーモスタットセット1式・Vベルト1個・ラジエーターキャップ1個・燃料フィルター1個・燃料フィルターOリング1個・テンションプーリ1個・機関潤滑油(ヤンマー純正オイル)8L・冷却水クーラント(ヤンマーロイヤルフリーズ)4L缶1缶

2) 作業時間は、平日昼間を予定している。

3) 仮設発電機は1日を見込んでいるが、必要日数に変更が生じた場合は、監督員と協議を行うものとする。

4) 点検整備完了時は、報告書に取りまとめて提出すること。

4 料金所ブース照明器具取替え

松島有料道路料金所内のブース4箇所の照明LED化を行うため、照明器具取替を行うものとする。

作業時間は、平日昼間を予定している。

5 安全管理及び交通規制等

松島有料道路は自動車専用道路であるので、トラック等を道路内に駐停車する場合は、黄色回転灯を備えた道路維持作業車を用いるか又はこれを伴うこと。

第4条 緊急時の対応

道路照明灯に関して照明ランプ切れ等消灯が発生した場合、監督職員の指示により車両等の通行に支障の無いように迅速かつ適正に対応するものとする。なお、処理事項については変更扱いとする。

第5条 出来形管理

出来高数量は、設計値と比較できるように整理し、作業管理写真は作業着手前、作業完了及び作業状況の写真を整備する。

第6条 作業終了の確認

作業終了したときは、各作業段階毎に監督員の終了確認を受けるものとする。

第7条 最新積算基準への設計変更に係る特例措置について

(1) 本業務委託は、令和6年度熊本県土木工事標準積算基準(以下「積算基準」という。)に基づき積算を行なっているが、契約締結日までに積算基準が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新積算基準で設計変更を行う。

(2) ただし、受注者の了解を得られた場合は、第一回変更設計時に実施することができる。

第8条 最新資材等単価への設計変更に係る特例措置について

- (1) 本業務委託は、令和7年7月15日付けの設計単価で積算しているが、契約締結日までに設計単価が改定された場合には、当初契約締結後、速やかに発注者と受注者で協議のうえ契約締結日の最新の設計単価で設計変更を行う。
- (2) ただし、受注者の了解を得られた場合、第一回変更設計時に実施することができる。

第9条 補正係数の導入

本業務委託は工程区分等を考慮した諸経費率に、熊本地震の被災地（熊本県）で適用する補正係数を乗じる試行対象業務である。

なお、補正した諸経費率は41.8%（「4週8休」を見込んだ率）とする。ただし、設計変更の際は直接工事費に応じた諸経費率を採用するものとする。

第10条 週休2日試行工事

本業務は週休2日試行工事（週休2日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、熊本県土木部「週休2日試行工事」実施要領（土木工事編）（令和6年4月1日）（以下、「要領」という。）に基づき取り組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日は未実施として取扱い、請負代金額を減額変更する。

また、施工後に休日の達成状況を確認後、「4週8休」に満たない場合は、その達成状況に応じて補正係数を見直し、請負代金額を減額変更するものとする。

第11条 疑義

業務に関し疑義が生じた場合は、その都度委託者、受託者が協議し解決するものとする。